

新滝下橋へのアクセス、 早期整備を!!



西幹線道路の工事の遅れと新滝下橋の建設について



滝下橋

議員

西幹線道路は3工業団地に通じて路線があり、地価の安い地域であること、利便性が良いことから大手物流センターや運送業者等が進出してきている。工業団地の拡大により交通量が大幅に増加した場合、渋滞解消のためにも西幹線の延長と(仮)新滝下橋の建設が必要だと思っただろう。滝下橋が事故によって交通が閉ざされたときは、上流の玉台橋、豊水橋いずれも大渋

滞を起こした。この道路の延長が守谷につながっていかねば、完全な形で西幹線道路の活用は果たすことができないだろう。延長分について県にやっってもらうことが必要ではないか。県に要望していくよう、議会と執行部が一丸となつて、運動していかねばならない。

都市建設部長

この路線の利用を促進するためには、(仮)新滝下橋の架橋と都市計画道路鹿小路細野線(西幹線)を延長し、守谷市の都市計画道路供平板戸井線に接続させることは極めて重要だと認識している。県に対して早期着手の要望を行っていききたい。

議員

もともと県がやろうとしている道路である以上、県の予算で実行できるよう努力していく必要がある。運動することによって話は進んでいく。県に掛け合っているのであれば周りの自治体にも同調してもらっていくほうが力は全く違う。広域の関係を生かして取り組んでいく必要があるのではないか。

市長

直接行動することが一番大事だと思う。知事に直接要望していきたくないと考えている。



市職員の適正配置について

議員が条例をつくるために

議員

条例はだれがつくるのか。地方議会は憲法第92条・第94条で保障されているとおり、二元代表制で政治を行っており、当然執行機関にも条例の制定権はあるが、我々議会にも制定権は存在する。地方自治法112条で保障されている議案の提出権もある。ところが今不公平な状態になっている。議員立法の数が非常に少ない。県内で議会事務局に法制担当職員を配置している議会はない。これでは議員が条例をつくれと言われてもできない。2012年に条例をつくれたときは、執行部の法制担当職員にお願いして、空いている時間を借りて条例を制定した。これで本当に執行機関と議会が対等な立場で市政を行っていると言えるのか。今、二元代表制の中で市長の執行権が非常に強くなっている。ともに直接選挙で選ばれた市長と議員がお互いに牽制し合って、市政を運営していくのが正常な形である。議員が条例をつくっていく環境を

市長

導入する方向で進めていきたい。ただし、議会事務局の人事なので、まず議長と十分協議をし、同時に議会のある程度の合意を得た上で進めていきたい。

議員

条例というのは、一部の権力者や一部の人間のためにつくるのではない。市民のためにつくるのである。条例は、何も市長・執行機関だけがつくるものではない。議員がつくっても問題ないのである。それが当り前にできるように、これからの地方議会を改革していく、そのための出発点として質問している。



中村 安雄 議員

中島 亨一 議員